010167ＪＰ	一般財団法人ボーケン品質評価機構 大阪府大阪市中央区上町一丁目18番15号	一般財団法人ボーケン品質評価機構　東京事業所 東京都江東区毛利一丁目12番１号	繊維製品－アゾ色素由来の特定芳香族アミンの定量方法－第１部：繊維の抽出及び非抽出による特定アゾ色素の使用の検出 繊維製品－アゾ色素由来の特定芳香族アミンの定量方法－第３部：４－アミノアゾベンゼンを放出する特定アゾ色素の使用の検出
Ｚ80114ＪＰ	一般財団法人日本品質保証機構 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地	一般財団法人日本品質保証機構　安全電磁センター 東京都世田谷区砧一丁目21番25号	耐久性・耐食性試験

計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の失効の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第342号

計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の全部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。

平成27年４月17日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成27年３月13日登録全部失効分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	効力を失った登録事業にかかる計量器の校正等の事業の範囲
0294	株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目６番６号	株式会社日立製作所　情報・通信システム社　通信ネットワーク事業部 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町216番地	時間	全部失効

国立研究開発法人土木研究所の役員の任命の公表

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第４項の規定に基づき、国立研究開発法人土木研究所の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年４月17日　　国立研究開発法人土木研究所理事長　魚本　健人

平成27年４月１日付けで、野口　宏一を国立研究開発法人土木研究所の理事に任命する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成27年４月17日

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑴⑤ロに、次を加える。

高速自動車国道中央自動車道西宮線の集中工事に伴う料金調整

イ　料金の調整を行う自動車

ニ①及び②に定めるインターチェンジ相互間を、高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線の門真ジャンクションから守口ジャンクションまでの区間並びに一般国道１号（第二京阪道路）のＡ区間の一部、Ｂ区間及びＣ区間を経由して連続して通行するＥＴＣ車

ロ　料金調整

①　高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線の門真ジャンクションから吹田インターチェンジ間及び一般国道１号（第二京阪道路）のＣ区間の通行料金（以下「均一料金」という。）を「０円」とする。

②　イに定める自動車のうち、ニ①に定めるインターチェンジ相互間を通行した場合の均一料金以外の通行料金は、ニ①に定めるインターチェンジ相互間の通行料金を上限とする。

ハ　実施期間

平成27年６月８日から平成27年６月20日までとする。

ニ　実施区間

①　高速自動車国道中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ以東の各インターチェンジと高速自動車国道中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジから西宮インターチェンジまでの各インターチェンジ又は高速自動車国道中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジ以西の各インターチェンジ相互間

②　高速自動車国道中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ以東の各インターチェンジと高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線の守口ジャンクション、摂津北インターチェンジ又は吹田インターチェンジ相互間

ホ　その他

１．［２］⑵割引制度の各割引については、ロに定める料金調整を実施した料金の額に対して適用する。

１．［２］⑵⑵のうち、企画割引「行橋～みやこ豊津早期開通割引」及び企画割引「近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引」を削る。

１．［２］⑶に、次を加える。

路外給油サービス社会実験に関する割引

イ　割引をする自動車

ニに定める指定インターチェンジから流出し、西日本高速道路株式会社が指定する給油取扱所において給油を行い、指定インターチェンジ流出後１時間以内に同一のインターチェンジから再流入し、かつ、順方向に通行するＥＴＣ車